④
正

本

道路工事施行承認申請書

令和　　年　　月　　日

道路管理者
熊谷市長　小 林 哲 也　宛

住　所
氏　名　　㊞
担当者（連絡先）
TEL

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事目的			
工事場所	市道　　号線　熊谷市　　番地先から 番地先まで		
工事期間	着工日から　令和　年　月　日から 日間　令和　年　月　日まで	工事概要	
工事実施機関 現場責任者	住所 氏名 TEL		
施行後の処理	工事の結果完成した物件は完了検査を経て寄附します。	添付図面	位置図　1/500　平面図 縦断図　横断図 構造図　公図写　1/500 保安図　1/free

道路工事施行承認審査書　兼　伺書

起案　令和　年　月　日
決裁　令和　年　月　日

決定		係	係長	副課長	課長	部長	副市長	市長
	□ 条件付承認 □ 不　承　認 □ 返　　戻							

課内合議	課外合議

合議者意見
別紙舗装復旧標準図に基づき復旧すること。

①警察協議用

道路工事施行承認申請書

令和　　年　　月　　日

道路管理者
熊谷市長　小 林 哲 也　宛

住　所
氏　名
担当者（連絡先）
TEL

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事目的			
工事場所	市道　　号線　熊谷市　　番地先から 番地先まで		
工事期間	着工日から　令和　年　月　日から 日間　令和　年　月　日まで	工事概要	
工事実施機関 現場責任者	住所 氏名 TEL		
施行後の処理	工事の結果完成した物件は完了検査を経て寄附します。	添付図面	位置図　1/500　平面図 縦断図　横断図 構造図　公図写　1/500 保安図　1/free

〔注〕申請者の欄には法人にあっては主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者氏名を記名押印し、担当者名を記入すること。

②市役所控

道路工事施行承認書

指令熊管理第　　号
令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった道路工事については、下記のとおり承認する。

道路管理者

熊谷市長　小林哲也

記

工事目的			
工事場所	市道　　号線　熊谷市　　番地先から　　番地先まで		
工事期間	着工日から　令和　年　月　日から 日間　令和　年　月　日まで	工事概要	
工事実施機関 現場責任者	住所 氏名 TEL		

条　件

1 総括的条件

- 工事の結果完成した物件は、完了検査を経て市に寄附します。
- 工事に当っては、市から指示を受けて施行し、しゅん工したときは、市の完了検査を受けること。
- 工事に伴い発生した不用物件は、市の指示する場所へ搬出すること。
- 本工事に伴う瑕疵（かし）担保期間は、路盤に及ぶものは2年間、その他は1年間とする。
- 工事着手前に、地元に周知すること。

2 技術的条件

- 法の切取及び切取後の構造は、落石、土砂崩落のないように施行すること。
- 本工事は、申請書添付図書に従って施行すること。
- 境界杭等については十分注意の上施行すること。
- 別紙舗装復旧標準図に基づき復旧すること。

3 交通対策に関する条件

- 工事着手7日前までに協議書の写しを添付し警察署長の道路使用許可を受けてから工事をすること。
- 車両通行止で工事をする場合施行日の3日前に管理課へ連絡すること。
- 工事期間は、道路使用許可条件を順守すること。
- 工事現場には市の指示する所定の道路標識、その他工事標示施設を完備すること。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な処置を講ずること。
- 工事用材料及び機械器具等は常に整理し、交通の妨げにならないよう注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
- 工事が原因で事故が発生した場合は、責任をもって対応すること。

③交付用

道路工事施行承認書

指令熊管理第　　号
令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった道路工事については、下記のとおり承認する。

道路管理者

熊谷市長　小林　哲也

記

工事目的			
工事場所	市道　　号線　熊谷市　　番地先から　　番地先まで		
工事期間	着工日から　令和　年　月　日から 日間　令和　年　月　日まで	工事概要	
工事実施機関 現場責任者	住所 氏名 TEL		

条　件

1 総括的条件

- 工事の結果完成した物件は、完了検査を経て市に寄附します。
- 工事に当っては、市から指示を受けて施行し、しゅん工したときは、市の完了検査を受けること。
- 工事に伴い発生した不用物件は、市の指示する場所へ搬出すること。
- 本工事に伴う瑕疵（かし）担保期間は、路盤に及ぶものは2年間、その他は1年間とする。
- 工事着手前に、地元に周知すること。

2 技術的条件

- 法の切取及び切取後の構造は、落石、土砂崩落のないように施行すること。
- 本工事は、申請書添付図書に従って施行すること。
- 境界杭等については十分注意の上施行すること。
- 別紙舗装復旧標準図に基づき復旧すること。

3 交通対策に関する条件

- 工事着手7日前までに協議書の写しを添付し警察署長の道路使用許可を受けてから工事をすること。
- 車両通行止で工事をする場合施行日の3日前に管理課へ連絡すること。
- 工事期間は、道路使用許可条件を順守すること。
- 工事現場には市の指示する所定の道路標識、その他工事標示施設を完備すること。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な処置を講ずること。
- 工事用材料及び機械器具等は常に整理し、交通の妨げにならないよう注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
- 工事が原因で事故が発生した場合は、責任をもって対応すること。